

(策定) 令和 4年 3月 11日

社会福祉法人宇都宮市母子寡婦福祉連合会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させられるよう職場環境を整備して、全職員が安心して仕事に取り組む、持てる能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画内容

【目標 1】 妊娠中の女性職員に対し、妊娠中や出産時後の働き方についての面接の実施と利用できる制度（産前産後休業、育児休業、育児短時間勤務、育児休業給付金、育児休業中の社会保険料免除など）の情報提供を行う。

《対策》 令和 4年 4月～ ヒアリングシートの作成と面接の開始

就業規則、公的機関のパンフレット等を配置し職員に周知

【目標 2】 子育てを行う職員の有給休暇の取得を促進する。

《対策》 毎年 4月～ 有給休暇取得促進の働きかけを実施

毎年 9月～ 上半期有給休暇取得実績と下半期予定の確認・支援

【目標 3】 管理職に占める女性職員の割合 50%以上とする。

2 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 9年 3月 31日までの 5年間